

羽生市空き家及び空き地バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家及び空き地の有効活用による定住の促進並びに地域の活性化を図るため、空き家及び空き地バンクを設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人の居住を目的として建築した建物で、現に居住していない（近く居住しなくなる予定があるものを含む。）ものをいう。ただし、民間事業者による売却又は賃貸を目的とする建物を除く。

(2) 空き地 個人の居住を目的として建物を建築することができる土地で、現に使用していない（近く使用しなくなる予定があるものを含む。）ものをいう。ただし、民間事業者による売却又は賃貸を目的とする土地を除く。

(3) 所有者等 市内の空き家又は空き地（以下「物件」という。）に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(4) 空き家及び空き地バンク 物件の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた当該物件の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する仕組みをいう。

(物件の登録申込み等)

第3条 空き家及び空き地バンクへ物件の情報を登録しようとする所有者等は、羽生市空き家及び空き地バンク登録申込書（様式第1号）及び羽生市空き家及び空き地バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に

必要な調査を公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部羽生地区（以下「宅建協会」という。）に依頼するものとする。

3 宅建協会は、調査の結果を市長に報告しなければならない。

（物件の登録）

第4条 市長は、登録に必要な調査が終了した物件を空き家及び空き地バンクに登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、その情報を登録することができない。

（1）法令等に違反している物件

（2）市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に定めるものをいう。以下同じ。）内にある物件で、現在の所有者以外の者が使用することができないもの

（3）市街化調整区域内にある土地で建築物が建築できない土地その他の法令等の規定により建築物を建築できない規制を受けている土地

（4）老朽化が著しい空き家

（5）前各号に掲げるもののほか、市長がその情報を登録することが適当でないと認める物件

3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、羽生市空き家及び空き地バンク登録完了通知書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。

（物件の登録の勧め）

第5条 市長は、空き家及び空き地バンクに登録をしていない物件で、空き家及び空き地バンクに登録することが適当と認められるものは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

（登録事項の変更の届出）

第6条 第4条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、羽生市空

き家及び空き地バンク登録内容変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、空き家及び空き地バンクの登録事項を更新するものとする。

（登録の抹消）

第7条 市長は、空き家及び空き地バンクに登録した物件（以下「登録物件」という。）が次に掲げる事項に該当するときは、登録を抹消するとともに、羽生市空き家及び空き地バンク登録抹消通知書（様式第5号）を当該物件登録者に通知するものとする。

（1） 当該物件に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利に異動があったとき。

（2） 第3条第1項の規定による提出書類に虚偽の記載があったとき。

（3） 第4条第1項の規定により登録をした日の翌日から起算して2年が経過したとき。ただし、物件登録者が改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

（4） 空き家及び空き地バンクに登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

（登録抹消の申出）

第8条 物件登録者は、空き家及び空き地バンクに登録されている情報を抹消しようとするときは、羽生市空き家及び空き地バンク登録抹消申出書（様式第6号）を提出しなければならない。

（利用の申込み等）

第9条 空き家及び空き地バンクに登録された物件の購入又は賃貸の申込みをしようとする者（以下「利用希望者」という。）は、羽生市空き家及び空き地バンク利用申込書（様式第7号）を市長又は宅建協会に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その申込みの

内容を当該希望物件の物件登録者及び宅建協会に通知するものとする。

- 3 宅建協会は、第1項の規定による申込みがあった場合は、その申込みの内容を当該希望物件の物件登録者及び市長に通知するものとする。

(情報の提供)

第10条 市長及び宅建協会は、必要に応じて登録物件の情報(物件登録者の個人情報を除く。)を、インターネット等を通じて広く提供するものとする。

(物件登録者と利用希望者との交渉等)

第11条 物件登録者及び利用希望者との登録物件に関する交渉及び売買契約又は賃貸契約については、宅建協会が行うものとし、市長は直接これに関与しない。

- 2 宅建協会は、前項の交渉及び契約の結果を羽生市空き家及び空き地バンク物件交渉結果報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告しなければならない。

- 3 交渉及び契約に関して発生した一切の問題については、当事者間で解決するものとする。

(運用上の注意)

第12条 この要綱の規定は、空き家及び空き地バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(個人情報の保護)

第13条 この要綱に基づく個人情報の取扱いについては、羽生市個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に定めるところによる。

(暴力団等の排除)

第14条 羽生市暴力団排除条例(平成24年条例27号)に規定する暴力団員及び暴力団関係者は、空き家及び空き地バンクを利用することができない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。